## 花巻市スポーツ施設等指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、次のとおり指定しました。

公の施設の官理を行う指定官埋者について、次のとおり指定しました。	
区分	内 容
指定管理者に管理を行わせる	花巻市スポーツ施設等 (別紙一覧のとおり)
公の施設の名称	
指定管理者となる団体の名称	所在地 花巻市松園町50番地
等	名 称 一般財団法人花巻市体育協会
	代表者 会長 似内 利正
指定管理者が行う業務内容	1 花巻市スポーツ施設
	(1)施設の使用期間、使用時間及び休館日の変更に関する業務
	(2) 施設の使用の許可、使用許可の制限、使用許可の取消し等
	及び行為の禁止に関する業務
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(4) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
	2 花巻市都市公園有料公園施設
	(1) 施設の使用許可及び条件の付与に関する業務
	(2) 施設の供用期間等の変更に関する業務
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(4) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
	3 花巻市スポーツキャンプむら
	(1) 施設の開場期間及び使用時間の変更に関する業務
	(2) 施設の使用の許可、使用許可の取消し等に関する業務
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(4) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
	4 東和農業者トレーニングセンター
	(1) 施設の使用時間の変更に関する業務
	(2) 施設の使用の制限に関する業務
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(4) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
	5 東和ふれあい広場
	(1) 施設の休業日の変更に関する業務
	(2) 施設の使用時間等の変更に関する業務
	(3) 施設の使用の許可、使用の制限、使用許可の取消し等、入
	場の制限及び行為の制限に関する業務
	(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(5) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	一般財団法人花巻市体育協会は、指定管理者が行う業務に関す
	るノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管
	理するための人的能力及び物的能力を有している。
	また、事業計画は、市民のニーズに合わせた総合型スポーツ教

	室や、市民スポーツ大会の開催など施設の利用促進や利用者満足
	度を高める上で有効であり、指定管理者として適任と考えられ
	る。
	審査評価基準に基づく審査(書類審査、面接)
	合計得点 742.1 点 (820 点満点) 得点率 90.5%
選定委員会の名称及び委員氏	花巻市スポーツ施設等指定管理者候補者選定委員会
名	委員長 生涯学習部長 市川 清志
	委 員 財務部長 松田 英基
	委 員 花巻市スポーツ推進委員協議会 会長 高橋 幸一
	委 員 花巻市地域スポーツ普及員協議会 会長 渡邉 正美
	委 員 花巻市中学校体育連盟 会長 小森田 孝道
指定の期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
問い合わせ先	花巻市生涯学習部スポーツ振興課管理係
	担当:菅原 大樹
	電話番号 0198 (24) 2111 内線 292

## 指定管理者が管理を行う施設 一覧

- 1 花巻市スポーツ施設
  - (1) 大迫野球場
  - (2) 石鳥谷野球場
  - (3) 石鳥谷ふれあい運動公園
  - (4) 屋内ゲートボール場すぱーく石鳥谷
  - (5) 大迫テニスコート
  - (6) 花巻市民プール
  - (7) 花巻市民体育館
  - (8) 大迫体育館
  - (9) 石鳥谷体育館
  - (10) 二枚橋体育館
  - (11) 東和体育館
  - (12) 花巻市武徳殿
  - (13) 石鳥谷柔剣道場
  - (14) 東和相撲場
  - (15) 石鳥谷アイスアリーナ
- 2 花巻市都市公園有料公園施設
  - (1) 花巻球場
  - (2) 日居城野陸上競技場
  - (3) 日居城野多目的広場
  - (4) 日居城野多目的コート
  - (5) 日居城野テニスコート
  - (6) 花巻市総合体育館
  - (7)和田多目的広場
  - (8) 和田プール
- 3 花巻市スポーツキャンプむら
- 4 東和農業者トレーニングセンター
- 5 東和ふれあい広場
  - (1) 東和ふれあい施設
  - (2) 東和ふれあい広場